

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部高齢福祉課介護予防係
 問合せ先 03 - 5803 - 1209

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	生活支援体制整備事業補助								
根拠規定等	文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例 文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例執行規則								
創設年月	平成	28	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	5年	終了予定年月	
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	3 地域支援事業費	2 包括的支援事業・任意事業費	1 包括的支援事業費	3 生活支援体制整備事業	1 生活支援体制整備事業	71			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	文京区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置することで、地域のニーズと資源の見える化や、生活支援の担い手の養成、生活支援サービスの開発を促進する。						
補助事業等の内容	生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進するため、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の多様な取り組みをコーディネートする事業。						
補助対象経費の内容	文京区社会福祉協議会に係る介護予防日常生活支援総合事業のうち、生活支援体制整備事業の運営にかかる経費。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人 文京区社会福祉協議会						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率（補助率） <input type="checkbox"/> 定額（補助額）						
	<input type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 単位） <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 生活支援体制整備事業の運営にかかる人件費、事務費 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区 19.25%	国 38.5%	都 19.25%	保険料 23%
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	23,486,511	21,104,337	24,890,120	27,341,000
国庫支出金	9,042,306	8,125,169	9,582,696	10,526,285
都支出金	4,521,153	4,062,584	4,791,348	5,263,142
その他	5,401,897	4,853,997	5,724,727	2,421,045
一般財源	4,521,155	4,062,587	4,791,349	9,130,528
交付実績の特記事項	介護保険特別会計に計上 保険料23%、国交付金38.5%、都交付金19.25%、区負担分19.25%(平成30年度～令和3年度)			

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	-	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該補助金により、生活支援コーディネーターの活動を支援し、住民同士の「通いの場」の新規立ち上げに寄与することができた。(29年度末:16団体、令和2年度末26団体) また、「通いの場」の既存団体の安定した運営、地域資源マップの運用、オンラインプラットフォーム(LINE)の構築など、地域の支え合い体制構築に寄与することができた。
課題	未だ地域によっては「通いの場」の配置がない箇所もあり、今後の課題となっている。
今後の方向性	オンラインプラットフォームへの参加をきっかけとして近隣の高齢者同士のつながりを支援したり、地域からの情報収集により新たな会場を確保することで、新規の通いの場の立上げにつなげていきたい。